

乙 9

黒インキのペン又はボールペンを用い、横書きではっきり記入してください。記入にあたっては、各項目の説明をよく読んでください。金額は、一万円未満を四捨五入して、「万円」まで記入してください。この調査は、統計法(昭和二十一年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、調査対象の事業所は申告の義務があります。欄は調査員又は市区町村の調査員が記入します。欄は市区町村の調査員が記入します。

市区町村番号 調査区番号 工業調査事業所番号



指定統計 第10号

平成9年工業統計調査 工業調査票乙 (従業者29人以下の事業所用)

票群票番

この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。調査票は通商産業省に送付され、厳重に保管されます。

乙 9

1 事業所の名称及び所在地 2 本社又は本店の名称及び所在地 3 他事業所の有無 4 経営組織 5 資本金額又は出資金額 6 従業者数(年末現在) 7 現金給与総額(年間) 8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計金額(年間)

9 製造品出荷額等 10 9のア、イ、ウの合計金額 11 国内消費税額(年間) 12 おもな原材料名及び簡単な作業工程 13 有形固定資産

通商産業省